

第三十八回 参議院通信委員会會議錄第七号

昭和三十六年二月二十八日(火曜日)
午前十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君
理事 柴田 榮君
手島 榮君
松平 勇雄君
野上 元君

委員

植竹 春彦君
新谷寅三郎君
寺尾 豊君
谷村 貞治君
鈴木 強君
永岡 光治君
光村 基助君
山田 節男君
奥 むめお君

國務大臣

郵政大臣 小金 義照君

政府委員

郵政大臣 荒巻伊勢雄君

官房長 岩元 敏君

郵政省電氣通 信監理官 莊 宏君

郵政省 監政局長 大塚 茂君

貯金局長 西村 尚治君

郵政省簡易 保険局長 勝矢 和三君

事務局側 常任委員会 門員

説明員

建設省道路局 路政課長 播磨 雅雄君

日本電信電話 公社総裁 大橋 八郎君

日本電信電話 公社施設局長 平山 温君

日本電信電話 公社保全局長 黒川 広二君

本日の會議に付した案件

○郵便為替法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○郵政事業及び電氣通信事業の運営並びに電波に関する調査 (日向灘地震の被害の件及び幹線道路における電柱の規制に関する件)

○委員長(鈴木恭一君) ただいまより開会いたします。

委員変更についてお知らせいたします。二月二十四日、安井謙君が委員を辞任せられまして、その補欠として野田俊作君が選任せられました。

○委員長(鈴木恭一君) 郵便為替法の一部を改正する法律案(予備審査)、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(予備審査)、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査)、以上三

案を一括議題といたします。まず政府より提案理由の説明をお願いいたします。

○國務大臣(小金義照君) ただいま議題となりました郵便為替法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便為替の料金を改定するとともに、現在の普通為替制度のほかに、新たに小口送金に適する簡便な定額小為替制度を設けること、およびその改正の要点につきまして申し上げます。

まず、第一点は、郵便為替の料金改定についてであります。現行の郵便為替の料金は、昭和二十六年十一月に改定が行なわれ、その後は改定されることなく今日に及んでおります。この間、人件費の増加等により事業収支にかなりの不均衡を生じておりますので、この際、このような事業収支の不均衡を改善いたしまして、事業経営の健全化をはかるために、料金を改定いたしたいと考えております次第であります。

この料金の決定にあたりましては、原価を償ふこととするのが建前であり、必ずしも個別原価主義をとることなく、郵便為替事業と郵便振替貯金事業の両事業を通じて、全体としての収支の改善をはかることとし、また、金額段階別の料金の決定にあたりましては、金額の高低による効用の度合いに見合うように相当の格差を設けようとするものでございます。

なお、この料金改定を機とし、郵便為替証書の金額の制限額を現行の五万円から十万円に引き上げるとともに、郵便為替証書の再交付の料金や郵便為替の払い戻しの料金などの付属的料金を廃止いたしまして、利用者へのサービスの改善をはかろうとするものであります。

次に第二点は、現行の普通為替制度のほかに、新たに百円以上三千円までの金額で百円未満の端数のないものの送金について、簡便で低料金の定額小為替制度を設けまして、利用者の利便をはかろうとするものであります。

またこの定額小為替証書の料金は千円までは十円、二千円までは二十円、二千円以上は三十円といたすつもりであります。

以上この法律案の提案理由及びその内容の概略を御説明を申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

次に議題となつております郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、主として郵便振替貯金の料金の改定を行ないまして、事業収支の不均衡の改善をはかろうとするものであります。すなわち、現行の郵便振替貯金の料金は昭和二十九年四月に改定が行なわれ、その後は改定されることなく今日に及んでおりまして、この間、人件費の増加等により事業収支にかなりの不均衡を生じておりますので、この際、この料金を改定して、事業収支の不均衡を改善し、事業経営の健全化をはかりたいと考えた次第であります。

この料金の決定にあたりましては、原価を償ふこととするのが建前であり、必ずしも個別原価主義をとることなく、郵便為替事業と郵便振替貯金事業との両事業を通じて、全体としての収支の改善をはかることとし、また、金額段階別の料金の決定にあたりましては、金額の高低による効用の度合いに見合うように相当の格差を設けようとするものであります。

なお、この際、郵便為替の場合と同様に、郵便振替貯金の料金の改定を機とし、別名使用の料金や口座譲渡の料金などの付属的料金を廃止いたしまして、利用者へのサービスの改善をはかろうといたしております。

その他の改正点は、日本放送協会の放送受信料及び日本育英会の学資の貸与金の返還金につきまして、公金等に関する郵便振替貯金の例に準じて特別取り扱いをする道を開くことといたしまして、振替貯金の利用の増進をはかろうとするものであります。

以上まことに簡単であります。この法律案の提案の理由及びその内容の概略を御説明を申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決賜りますようお願いいたします。

次に簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、主として簡便なものであります。この法律案の提案の理由及びその内容の概略を御説明を申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決賜りますようお願いいたします。

げます。

簡易生命保険及び郵便年金資金の運用利回りは、民間保険等と比較いたしまして相当下回っており、この結果、配当を考慮した正味保険料はかなり割高となつています。その原因は積立金の運用範囲が狭く制約されているからであります。このため国民になるべく安い保険料、掛金による保険、年金を提供するという事業本来の使命を十分に果たし得ないばかりでなく、新契約が伸び悩む一因ともなっているわけでありま。

この法律案は、現在の積立金運用範囲である地方公共団体、政府関係機関、国等のほかに、新たに運用の範囲を拡張することを内容としております。この改正によりまして、新たに融資の対象としてとするものは要約して次の三點となります。

すなわち、その第一は、特別の法律により設立された法人で、民間資本の出資のないものうち、特別の法律に基づき債券を発行することができ法人の発行する債券及びこれに対する貸付でありまして、これに該当するものは、日本道路公団、首都高速道路公団、帝都高速交通営団等でありま。

第二は、長期信用銀行法第二条に規定する銀行の発行する債券でありまして、これに該当するものは、日本不動産銀行、日本興業銀行、日本長期信用銀行であります。

第三は、電源開発株式会社の発行する社債及びこれに対する貸付であります。これらは、現在資金運用部が財政投融資の対象として、すでに融資してい

るもので、三十六年度の財政投融資計画におきまして債券引き受け等を予定しているものであります。

簡易生命保険及び郵便年金資金の運用にあたりましては、従来通り地方公共団体の融資に最重点を置くことはもちろんであります。このような措置によりまして、配当の増加が可能となりますので、加入者の保険料負担が軽減されますのみならず、募集も容易となり、簡易保険事業の発展に資することにもなります。

以上の通りでありますので、何とぞこれまた十分御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いを申し上げます。

○委員長(鈴木恭一君) 本日は右三案の提案理由の説明聴取にとどめておきます。

○委員長(鈴木恭一君) 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

前回に引き続いて質疑の通告がございますので、これを許します。

○鈴木強君 最初に、二十七日に南九州一帯を襲いました地震の被害についてお尋ねしたいと思ひますが、資料を出していただきましたので、大よそわ

かりました。そこで、郵政省の方に先きにお尋ねしますが、この局舎の被害、宮崎県に一局、鹿児島県に一局ございいますが、これは業務執行にはあれてござい

ますが、直接支障はない程度の被害でございましょうか、もしその支障があるとすれば、どういう方法で……

○政府委員(荒巻伊勢雄君) ただいままでに入りました情報では、業務の執

行にほとんど影響はございません。

○鈴木強君 しかしその局舎の修復等については、すみやかにやる必要はあるのでございましょう。それはどういふふうになりますか。

○政府委員(荒巻伊勢雄君) ガラスが割れましたり、それから、かわらが落ちたしたりして、局舎に関する被害はございまして、ただいま郵便業務の、本来の業務の進行には、さしたる支障がないというところを申し上げたのでござい

ます。

○鈴木強君 そうすると、この二つの高城と大崎の局ですが、これは被害の程度というものは、そのほかに二、三、壁土の落下窓ガラスの破損等がありま

すが、多少の被害を受けたというふう

に理解していいのですか。

○政府委員(荒巻伊勢雄君) さようでございまして、たとえば出入り口のと

びらのセメントの階段が破損いたしましたり、それから倉庫が少し傾斜した

り、壁が落ちたというふうな被害もあるようでございまして、なお宮崎局にお

きましては窓ガラスが三割程度破損したというふうなこともあるわけござ

います。高城局におきましては、局舎の中の壁が十五坪程度脱落したと、その被害も一万坪程度だというふうな報告がございまして、すみやかにその修復等の措置は講ずるつもりでござい

ます。

○鈴木強君 次に電話の關係ですが、市外の方は比較的輕微のようでありまして、ただちに迂回で通信がやられて

いるようであります。市内の方については、二百三十三加入ですが、被害を受けているようであります。ここ

に二十八日には大修復する見込み

というところがございまして、これはあれですか、もうきようは二十八日なん

ですが、きようじゅう一ぱいには復旧

できますのですか。

○説明員(黒川広二君) お答えいたし

ます。二十七日十七時現在では、宮崎の未復旧の回線が六、鹿児島はゼロ、

失礼いたしました。今は市外でござ

います。市内の方は、宮崎管内では百二回線でございまして、復旧率五六%でございまして、およそきようじゅうには回復すると思つております。

○鈴木強君 市外の方はどうでござ

いますか、もう全部復旧したのですか。

○説明員(黒川広二君) 市外の方は、宮崎だけでは未復旧回線が六回線、鹿児島通信管内ではゼロでござい

ます。今のは市外ですね。そう

すると復旧しないところがあるわけ

ですか。

○説明員(黒川広二君) 宮崎管内では、まだ多少ローカル線で、被害の回線が六回線ほど未復旧でござい

ます。

○鈴木強君 それはもう一両日中には復旧できま

すか。

○説明員(黒川広二君) きよう中には回復する予定でござい

ます。

○鈴木強君 大体、私たち心配をいた

しておりましたので、被害の程度も心配しております。また不幸中の幸

いだと思います。また適切な措置をと

っていただきますことについては感謝いたしますが、なお電話の方です

ね、未復旧地もあるようですから、大

へん御苦労ですが、早急につ馬力を

かけて復旧をしていただくようお願いをいたします。

なお、この南九州にはNHK、関係

○政府委員(荒巻伊勢雄君) 承知いた

しました。なお、局員の家の被害に
つきましては、一名が家屋が三分の一
倒壊した、傾いたというような被害も
ただいまのところ入っておるわけでござ
います。なお、詳細にもう少しとり
まして、御報告申し上げたいと存じま
す。

○鈴木強君 それから、きょうお忙し
い中、建設省の道路局の路政課長さん
にも御出席をいただいたわけござい
ますが、この際、私は道路の占有問題
について、ちょっと御意見を承ってお
きたいと思うのですが、前回、私はオ
リンピックの東京開催に備えて、通信
政策の面からの協力についての準備状
況はどうなっているか、大臣に、いろ
いろな質問をしたわけですが、それと
の関連があるかどうかは知りません
が、特に最近、東京都の方で都内の主
要道路について、電電公社が所掌して
おります電柱を地下に移転するという
ような御構想を持っておるようであり
ますが、こういう点について、大臣は
お聞きになっておりますか。

○国務大臣(小金義照君) 具体的に詳
細なことは、まだ承知いたしておりま
せんが、日本でも名古屋等の実例もあ
りますので、できれば、そうしたいと
考えております。

○鈴木強君 これは新聞の情報ですが
から、私もそのままだ、ここで申し上げ
ることがどうかと思いますが、すでに
東京都の建設局ですから通達を出し
ているということなんです、これは
監督が郵政大臣ですから、大臣を経
由したか經由しないかわかりませ
んが、いずれにしても、通達を出した
というふうに載っておりますが、こ
れは事実と違ひますか。

○国務大臣(小金義照君) これは、日
本電電公社の方に直接に來ていろいろ
に承知しておりますので、総裁からお
答えさせていただきますと思います。

○説明員(大橋八郎君) ただいまお尋
ねの文書は私の方に、多分これは、経
由せずに直接來たものと思いますが、
お話を文書が参つております。

○鈴木強君 その内容は、どういふ
うなものでしょうか。

○説明員(大橋八郎君) これは二月九
日付の、東京都の知事東郷太郎氏から
の文書であります。ちょっと読み上げ
ましょうか。
「幹線道路における電柱の規制につ
いて」という題で、本文は、「電柱等
の路上占有物件については、交通の阻
害度及び都市美観の見地から本都にお
いて慎重に検討してきたが、現状を放
置することは、路上占有物件の増大を
招くので、今後下記方針で臨むことに
決定したからなにごんの協力をお願い
します。」記として、「一、主要な新設
道路については、電柱の占有は原則と
して禁止する。

一、主要な道路の拡幅については、
既設電柱の道路敷内への移設は認め
ず、拡幅工事の際に道路敷外に移設す
るか、または地下占有に改める。」
これだけのものでございます。

○鈴木強君 橋本課長さん、見えてお
りますか。この件については、建設省
と東京都の間の連絡は、どうなんで
すか。

○説明員(橋本雅雄君) 東京都が、こ
の通達を出しましたのは、現在東京都
の知事の諮問機関といたしまして、首
都交通対策審議会というものがござい
まして、ここで、現在都市交通が非常

に種々の困難に逢着しておることは御
存じの通りでありますので、いろいろ
対策を審議しているわけであります
が、この審議の段階におきまして、た
だいま問題になりましたような、電柱
の移設とかというものが、一部の学識
経験者の意見といたしまして出てお
つたのであります。これは答申に至つて
おりませんが、そういうふうな審議の
経過にかんがみまして、東京都といた
しましては、ただいま報告のございま
したような通達を出しまして、考えて
おりますことは、主要な新設道路とい
たしましては、環状七号線、それから
拡幅される主要な道といたしまして放
射四号線、これに對しまして、特に重
点的に電柱の整備に御協力願いたい。
こういうのが、この通達の趣旨でござ
いまして、建設省とは、直接連絡が
ございまして上で出たものではござい
ません。

○鈴木強君 この道路管理者というの
は、道路法によって、国道の場合です
と、政令によって建設大臣が管理する
場合と、それから政令以外の分につい
ては、当該都道府県ですね、その知
事が管理者になる。
こういうふうなきめてあるのです
が、今具体的に、主要な新設道路です
ね、これについては、禁止する、それ
から主要な道路で、拡幅する場合は、既
設の敷地の下ですか、既設のものを道路
の敷地の下に移す、それは認める、こ
ういふふうなになっているのですが、そ
れとの関連で、東京都の場合、国道の
場合と、今言ったように法律三十二条
で、今言ったように法律三十二条で
か、から、ずつとありますが、この占有
の点は、管理者はどうなっているの
ですか。

○説明員(橋本雅雄君) ただいま東京
都で、建設大臣が直接管理いたしてお
ります道路は、現在までのところ
は、環状六号線から外の一号線、十五
号線、それから北へ行きますと四号、
それから東葉十六号、それから十七
号、それから甲州街道、そういういた
ものは、建設大臣が管理いたしてお
ります。

環状線の中の国道は、これは三十六
年度からは、建設大臣の直轄管理に切
りかえることになっておりますが、現
在のところは、知事が機関委任で管理
しておるということになっておりま
す。それから二級国道も、東京都知事
が管理者ということになっております
が、都道は、東京都が管理いたしてお
ります。

○鈴木強君 そうすると、今、審議会
の方から、そういう御答申があったか
どうか知りませんが、そういうお話
があって、おそく知事が出したとい
うことになると思いますが、主要な新設
道路、それから既設の主要道路の拡幅の
点が出ておられますが、これは、今あ
なたからお話があったように、七号線
と放射四号線だということですが、そ
うすると、三十六年からの建設大臣へ
の管理者移管という問題とからんで、
定期的に、今は二月でございまして、
四月からは、また管理者の立場がかわ
ってくるわけでございますね。そういう
ような点もございまして、とにかく
この七号線と放射線の場合、これは現
在は、都知事が管理者になつてるとい
うふうに理解してよろしいですか。

○説明員(橋本雅雄君) ただいま申し
上げました二本の都市計画道路は、い
ずれも都道でございます。従いまし

て、将来も、東京都が管理者であると
いうものでございまして。

○鈴木強君 そうしますと、この通達
の中で、主要な新設、そのほか、今お
話のありました禁止しないは規制しよう
というものは、いずれも東京都知事の
管理にまかされているものというふ
うに理解していいですね。

これが三十六年度に、また国道が
お話のように建設大臣の管理に帰る場
合には、変わってきますね。

○説明員(橋本雅雄君) ただいま申し
上げました二本の路線には、変更はな
いと思っておりますけれども、そのほか
の予定されている路線につきましては、
は、管理者は当然変わります。ただ、指
定区間といまして、現在建設大臣が
直接管理いたしております区間を、一
級国道の指定区間と、こう稱してお
るのでございまして、現在の法律では、指
定区間というものにつきましては、占
用関係だけは知事に委任することがで
きるというところになっておりますが、
占用関係は、指定区間といいますが、
建設大臣が管理しているキロ数が、一
級国道で大体一万キロくらいござい
ますが、まだ、そのうち三千キロしか
備していないのであります。こういう
ようなちがひな状態でございます。ま
して、現在のところでは、国民の便益に直
接関係がございまして、知事に認可
していただくと、こういうふうな状況で
ございまして。

○鈴木強君 道路法三十五条との関係
で、ちょっとお尋ねしたいのですが、
一般の公共事業であつても、電気、ガ
スなんかと違ひまして、これは国等の
行なう道路の占有特例という三十五
条に当てはまらぬと思つておられる
のですか。その際

に、条文を読んでみますと、「道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの事業を行う者が道路管理者と協議すれば足りる。こう書いてあるわけですね。

従って、私は通達によって、一方的にこの公社に対して、そういうことをやるのは、多少行き過ぎじゃないかと思ふのです。もちろん、私もさらに法規を研究してみましたが、三十七条には、なるほど、交通が著しく輻湊する道路、または幅員が著しく狭い道路について、車両の能率的な運行をはかるために、特に必要があると認められる場合には、この三十三条ないし三十五条の規定にかかわらずやれると、こうなっておりますが、しかし、趣旨そのものは、私はどうも一方的に、こういう通達を出してやるというのは、不見識だと思ふのですが、それはどうでございますか。

○説明員(播磨雅雄君) 事、公社に限定して申しますと、ただいまおっしゃいましたような条文がございまして、現実には、建設省と電電公社との間に、昨年道路占用に関する協定を締結いたしましたので、話し合ひで友好裏に道路占用事務を処理いたしている状況でございます。

それで、東京都知事が、こういうふうな通達を発しても、電電公社に関する限り、法的拘束力というものがあられるわけではございません。これは、一般的に占用者と同時に出しましたので、こういうふうなことになるのかもしませんが、本質といたしましては、ただいま申し上げましたように、電電公社に関する限りは、知事の

権限で処理できるというふうな性質のものじゃないのでございまして、あくまで電電公社との話し合ひにおきまして、新しい道路は、その使い方も従来とは少しは違った近代的な使い方をしていたらいいという趣旨で、これはお願いをしているような本質のものだと思います。

○委員長(鈴木泰一君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(鈴木泰一君) 速記を始めて下さい。

○鈴木強君 大へん明快な御回答をいただきました。私も意を強うするので、だからといって、私自体も、道路の美観、幅員緩和等について、現状がいいとは思っておられないのです。ですから、こういう方針を立てられるとすれば、もう少し計画的に、それから統一的に御方針を立てられて、その方針に基づいて、それぞれが協力していくという態度をとっていただくと、ただ単に電柱だけとれといったって、効果はないと思ふのです。御承知の通り、東京都なんかを見ても、しょっちゅう、ガス、水道で掘り返す、また電線で掘り返す、それから電柱、都電の方で掘り返すというように、いつもごたごたしているのです。だから、何か総合的な御計画を立てられて、各官庁とも御協力をして、建設、郵政、通産ですか、そこらの各所管省がよく協議されて、いかにしてこの道路を整備するかという大局的見地に立つてやらぬとおかしいと思ふのです。

これはまあ予算委員会でも何回か指摘いたしましたので、何か今連絡協議会を

持たれておるようです。現にあなたの方では、電電公社と昨年協議されたというところで、けつこうだと思ふのですが、そういう各省間の連絡整備というものを、もう少しお考えになってやらぬと、私はおかしいと思ふのです。だから、こういう通達を出すこと自体、電電公社というものの性格を知っておらぬと思ふのです。大へん失礼ですが、知らずで出したと思ふのです。郵政大臣というものがおるのですから、その監督下にやつておるという公共企業体事業ですから、それを水道、ガスと取り違えて、こういう一片の通達を出すというものは、けしからぬと思ふのです。きょうは都の方は呼んでおりませんから、いづれ参考人として呼びまして、もう一度東京都の見解を聞きたいと思っておりますが、あなたにも大へんお忙しい中を来ていただいたのですが、これは大臣、あなたの方も、監督があるわけですから、今あなたのおっしゃいましたような大構想を政府が出されて、それによって各区間を区切つて工事を一緒にやって、都民にも不便をかけないように、これは東京都に、そういうことが出てくるかもしれないが、そういうことを建設省あたりが中心になってお考えになつていただいて、そうしてスムーズにやるようにせぬといふかぬと思ふのです。

何かお役所式に、一片の通達を出してやればよいという行き方は、私はけしからぬと思ふのです。その点どうですか。

○国務大臣(小金義昭君) まことにございともな御意見で、全く同感でございます。

○鈴木強君 播磨課長さんをお願いしておきたいのですが、一つ建設省の方

でも、こういう問題については、十分関係の管理者と御連絡をとっておかれることが必要だと思ふのです。内規的にどうなつておるか、私不勉強でわかりませんが、いづれこういう問題については、建設省あたりの御意向も承つた上で、できるだけ政治的な面も入つて参りますので、配慮をして取りかかるといふようにしていただきたいと思います。

それについては東京都の建設局ですか、知事が出してありますから、その向きとも、一つこの経緯については、十分御相談いただきたい。どういふ意図で出されたのか、あやまちがあれば、そのあやまちを認めて話をしたいだけ、それでけつこうですか。それ以上私たちは、どうしようかと考えておりませんので、十分この道路行政のあり方については、少なくとも建設大臣がおることですから、その御相談は十分やっていただくような指導を私は十分励行してもらいたいと思ふのですがね。

この問題についても一つ御連絡をとっていただけますか。

○説明員(播磨雅雄君) 今の仰せの点につきましては、よく調査をいたしましたので、今後こういつた何と申しますか、いささかショックを与えるようなやり方というものは、できるだけ避けまして、話し合ひで話を進めるように指導をいたしたいというようにかんがえております。

○鈴木強君 公社の方に、ちょっとこの機会に伺っておきますが、かりに、そういう通達がきましてどう受けとめておられるかよくわかりませんが、かりにそれをやるとする場合にいろんな支

持たれておるようです。現にあなたの方では、電電公社と昨年協議されたというところで、けつこうだと思ふのですが、そういう各省間の連絡整備というものを、もう少しお考えになってやらぬと、私はおかしいと思ふのです。だから、こういう通達を出すこと自体、電電公社というものの性格を知っておらぬと思ふのです。大へん失礼ですが、知らずで出したと思ふのです。郵政大臣というものがおるのですから、その監督下にやつておるという公共企業体事業ですから、それを水道、ガスと取り違えて、こういう一片の通達を出すというものは、けしからぬと思ふのです。きょうは都の方は呼んでおりませんから、いづれ参考人として呼びまして、もう一度東京都の見解を聞きたいと思っておりますが、あなたにも大へんお忙しい中を来ていただいたのですが、これは大臣、あなたの方も、監督があるわけですから、今あなたのおっしゃいましたような大構想を政府が出されて、それによって各区間を区切つて工事を一緒にやって、都民にも不便をかけないように、これは東京都に、そういうことが出てくるかもしれないが、そういうことを建設省あたりが中心になってお考えになつていただいて、そうしてスムーズにやるようにせぬといふかぬと思ふのです。

障も出てくると思うのですが、これを受けた公社はどういうふうにお考えでございませうか。これは進行過程ですから、一応仮定の上で、こういう通達がきていますから、この通達に対してどうお考えになるのか、やるとするならばどういうふうにしてやろうとしておるのか、その点について伺いたした

○説明員(平山温彦) お答えいたします。

今お話に出ておりますように、道路から電柱が美観の点その他の点でない方がよいという一市民という立場からいうとそういう気持も、公社としてももちろんわかるわけでございますが、先ほどから話が出ておりますように、電話を架設していきま

す。御承知のように電話の方もたくさん

積滞を持っておりまして、たくさん電話を架設せにやならぬということございませうので、やはり道路の方からの要望と、私どもの方の実情を、両方そういうものを突き合わせて話し合った上で、計画を具体的に進めていかなければならない、かように考えております。

○鈴木強君 総裁、これについて、まあ道路との関係もありますが、東京都の方からはちつとは相談があったのですか。

○説明員(大橋八郎君) 本件につきましては、特に相談はございません。しかし私の方は、今まで建設省と道路の使用について、昨年来隔意ない相談をいたしまして、道路に関する将来のやり方についての協定は、建設省とはよく打ち合わせしてやっております。まだ東京都自体とは、このことについて相談はございません。

○鈴木強君 法律による占用の期間とか場所とか、それから占用料ですね。これは政令でおきめることになるに――政令で定めることができるようになっておりますね。そういうのは政令でなしに、協議をもつてきめておるといふふうに理解してよろしいですか、今までの場合は。

○説明員(播磨雅雄君) その通りでございます。

○鈴木強君 電電公社の方では、まあ七号と放射四号だけあれば資金的に五億ないし十億と、協力もできそうなんですが、言っておられるように承りませんが、これは、これだけで済まぬと思うのですよ。ですから、東京都がかり

にやる場合でも、ただそれで足りるといふことであるのか、あるいはいとも主要新設道路ですね。それから既設の主要道路、こういうものを含めてやるというふうな大方針のようですか、これは播磨課長さんから伺うと、七号、放射四号というのが出てきたのですが、それは書いてないようですね、総裁が読み上げられた中には、主要新設道路と主要既設道路ということになっておりますが、そうしますと、と、主要新設の道路というのは、どれなのか。主要既設道路というのはどれなのか。これは解釈によっては非常に幅があると思うのですがね。

そういう点も十分考えて、おやりになるなら、将来にわたる大計画を立てられて、その上で逐次協力する。先ほどお話になったような構想でもってやらぬと、何かそこだけ飛びついていくというのでは、ちょっと私は軽率に思うのですよ。この点は東京都と一回も相談がないようですから、これはけしからぬ話だ。もう少しこれを機会に、建設省の方も入ってくると思えますから、十分この連絡をとっていただいた上で、公社のこれに取り組み態勢というものを考えようというのはいかがでしょうか、いいと思います。これは、郵政大臣おられますから、そういう点で、今後の運営をやっていただきたいというふうにお願ひしたいと思っております。

○説明員(大橋八郎君) ただいまのお話の通り私どもも今後十分東京都と熟議を遂げまして、双方できるだけ都合のいいように話を進めていきたいと思っております。

○委員長(鈴木泰一君) それでは、ほかに御発言もなければ、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便為替法の一部を改正する法律案

一、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

一、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七條中「及び電信為替」を「電信為替及び定額小為替に改める。

第十條を次のように改める。

第十條(定額小為替) 定額小為替に

おいては、差出人が定額の為替金額に相当する現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する定額小為替証書を発行してこれを差出人に交付し、郵便局において、差出人が指定する受取人(その指定がないときは、定額小為替証書の持参人)に定額小為替証書と引き換えに為替金を払い渡す。

前項の定額の為替金額は、百円、二百円、三百円、四百円、五百円、六百円、七百元、八百円、

九百元、千円、千五百円、二千円、二千五百円又は三千円とする。

第十一條中「第八條及び第九條」を「前三條」に改める。

第十二條第一項中「普通為替」の下に「及び定額小為替」を加え、同条第二項中「当該郵便為替証書」を「当該普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書」に改める。

第十六條の見出しを「(普通為替証書及び電信為替証書の金額の制限)」に改め、同条第一項中「(以下郵便為替証書と総称する)」を削り、「五万円」「十万円」に改め、同項ただし書中「郵便為替証書」を「普通為替証書又は電信為替証書」に改め、同条二項を削る。

第十七條第一項を次のように改める。

郵便為替の料金は、郵便為替証書(普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書をいう。以上同じ。)一枚につき、次のとおりとする。

一 普通為替

為替金額千円以下の場合
同 千円をこえ、三千円以下の場合
同 三千円をこえ、五千円以下の場合
同 五千円をこえ、一万円以下の場合
同 一万円をこえ、三万円以下の場合
同 三万円をこえ、五万円以下の場合
同 五万円をこえ、七万円以下の場合
同 七万円をこえ、九万円以下の場合
同 九万円をこえ、十一万円以下の場合
同 十一万円をこえ、十三万円以下の場合
同 十三万円をこえ、十五万円以下の場合
同 十五万円をこえ、十七万円以下の場合
同 十七万円をこえ、十九万円以下の場合
同 十九万円をこえ、二十一万円以下の場合
同 二十一万円をこえ、二十三万円以下の場合
同 二十三万円をこえ、二十五万円以下の場合
同 二十五万円をこえ、二十七万円以下の場合
同 二十七万円をこえ、二十九万円以下の場合
同 二十九万円をこえ、三十一万円以下の場合
同 三十一万円をこえ、三十三万円以下の場合
同 三十三万円をこえ、三十五万円以下の場合
同 三十五万円をこえ、三十七万円以下の場合
同 三十七万円をこえ、三十九万円以下の場合
同 三十九万円をこえ、四十一万円以下の場合
同 四十一万円をこえ、四十三万円以下の場合
同 四十三万円をこえ、四十五万円以下の場合
同 四十五万円をこえ、四十七万円以下の場合
同 四十七万円をこえ、四十九万円以下の場合
同 四十九万円をこえ、五十一万円以下の場合
同 五十一万円をこえ、五十三万円以下の場合
同 五十三万円をこえ、五十五万円以下の場合
同 五十五万円をこえ、五十七万円以下の場合
同 五十七万円をこえ、五十九万円以下の場合
同 五十九万円をこえ、六十一万円以下の場合
同 六十一万円をこえ、六十三万円以下の場合
同 六十三万円をこえ、六十五万円以下の場合
同 六十五万円をこえ、六十七万円以下の場合
同 六十七万円をこえ、六十九万円以下の場合
同 六十九万円をこえ、七十一万円以下の場合
同 七十一万円をこえ、七十三万円以下の場合
同 七十三万円をこえ、七十五万円以下の場合
同 七十五万円をこえ、七十七万円以下の場合
同 七十七万円をこえ、七十九万円以下の場合
同 七十九万円をこえ、八十一万円以下の場合
同 八十一万円をこえ、八十三万円以下の場合
同 八十三万円をこえ、八十五万円以下の場合
同 八十五万円をこえ、八十七万円以下の場合
同 八十七万円をこえ、八十九万円以下の場合
同 八十九万円をこえ、九十一万円以下の場合
同 九十一万円をこえ、九十三万円以下の場合
同 九十三万円をこえ、九十五万円以下の場合
同 九十五万円をこえ、九十七万円以下の場合
同 九十七万円をこえ、九十九万円以下の場合
同 九十九万円をこえ、一千万円以下の場合

五

同 七万円をこえ、十万円以下
の場合 三百円

第二十二条中「三年間」を「普通
特替及び電信特替にあっては三年
間、定額小特替にあっては一年間」
に改める。

二 電信特替
次の金額と電信に關する料金を
基準として省令で定める金額と
の合計額
為替金額三千円以下の場合 七十円

第二十五条第二項中「前項」を
「前二項」に改め、同条第一項の次
に次の一項を加える。
代金引換の取扱いでその引換金
を普通為替によって送金するもの
において、郵便物の差出人がその
郵便物を差し出す際請求したとき
は、郵便局においてその引換金に
係る普通為替証書を速達郵便物と
して差出人に送達する。

同 三千円をこえ、五千円以下
の場合 二百二十円
同 五千円をこえ、一万円以下
の場合 百七十円
同 一万円をこえ、三万円以下
の場合 二百二十円
同 三万円をこえ、五万円以下
の場合 二百七十円
同 五万円をこえ、七万円以下
の場合 三百七十円
同 七万円をこえ、十万円以下
の場合 四百七十円

第二十六条の見出しを「引換金に
係る郵便為替の料金等の納付」に改
め、同条中「郵便為替の料金」の下に
「前条第三項の料金を含む。」を加
え、「第十七条第三項」を「第十七条
第四項」に、「当該郵便為替証書」
を「当該普通為替証書を郵便貯金の
預入金若しくは」に改める。
第三十二條第一項及び第二項中
「郵便為替証書」を「普通為替証書」
に改め、同条第三項を削る。
第三十八條第三項を削る。
第三章の次に次の一章を加える。
第四章 定額小為替
第三十八條の二（準用規定） 定額小
特替については、第二十七條、第
三十二條及び第三十三條の規定を
準用する。この場合において、第
三十二條第一項中「第八条」とあ
るのは、「第十条」と読み替える
ものとする。

三 定額小為替
為替金額千円以下の場合 十円
同 千五百円及び二千円の場合 二十円
同 二千五百円及び三千円の場合 三十円

附 則
1 この法律は、昭和三十六年七月
一日から施行する。
2 この法律の施行前に請求した代

第十七條第二項中「五万円」を
「十万円」に、「三十円」を「四十
円」に改め、同条第三項中「前条第
一項但書」を「前条ただし書」に、
「五万円」を「十万円」に、「郵便
為替証書」を「普通為替証書又は電
信為替証書」に改め、同条第四項中
「第八条又は第九条」を「第八条か
ら第十条まで」に改める。
第十九條第一項第二号中「第二十
五條第一項」の下に「又は第二項」
を加える。
第二十一條第二項を削る。

金引換の取扱ひにおける引換金に
係る普通為替の料金については、
なお従前の例による。

郵便振替貯金法の一部を改正する
法律案
郵便振替貯金法の一部を改正す
る法律
郵便振替貯金法（昭和二十三年法
律第六十号）の一部を次のように改
正する。
第八条第四項を削る。
第十三條第三項を削る。
第十八條を次のように改める。
第十八條（払込み、振替及び払出し
の料金） 払込み、振替及び振出し
の料金は、次のとおりとする。
一 払込み
通常払込み
払込金額千円以下の場合 三十五円
同 千円をこえ、五千円以下の
場合 五十円
同 五千円をこえ、一万円以下
の場合 七十円
同 一万円をこえ、五万円以下
の場合 百円
同 五万円をこえ、十万円以下
の場合 百五十円
同 十万円をこえる場合 二百円

電信払込み
通常払込みの料金と電信に關
する料金（第三十條の二に規定
する場合）は、電話に關する料
金（以下同じ）を基準として
省令で定める金額との合計額に
二十円を加算した金額

二 振替
通常振替 三十円
電信振替
通常振替の料金と電信に關す
る料金を基準として省令で定め
る金額との合計額に十円を加算
した金額
三 払出し
通常現金払
払出金額千円以下の場合四十円
同 千円をこえ、五千円以下の
場合 六十円
同 五千円をこえ、一万円以下
の場合 百円
同 一万円をこえ、五万円以上
の場合 百四十円
同 五万円をこえ、十万円以下
の場合 二百円

通常現金払の料金と電信に關
する料金を基準として省令で定
める金額との合計額に三十円を
加算した金額
簡易払
第五十條の三の規定による払
出しの金額の総額の千分の二に
相當する金額に支払通知書一枚
ごとに十五円を加算した金額
第十九條第一項ただし書中「金
額」の下に「二十円を加算した金
額」を加える。
第二十四條第二項中「三十円」を
「五十円」に改める。
第三十五條第六項を削る。
第四十六條第二項を削る。
第四十九條第二項を削る。
第五十七條後段中「第四十六條第
一項」を「第四十六條」に改める。

第六十二條第一項中「十五円、即
時払の料金は、十五円」を「省令で
定めるところにより取りまとめた払
込金額の合計額ごとに、その金額の
千分の五に相當する金額に一の払込
みごとに十五円を加算した金額とし
て、即時払の料金は、三十円」に改
める。
第六十三條の見出しを「（電気事
業等の料金）」に改め、同条中「前条
まで」を「第六十一條まで」に、「又
はガス事業者」を「ガス事業者」
に「ガス事業者」を「ガス事業者又
は日本放送協會」に、「又はガス事業
の料金」を「若しくはガス事業者の料
金又は放送法（昭和二十五年法律第
百三十二号）第三十二條第二項に規
定する受償料」に改め、同条に次の
二項を加える。
前項に規定する取扱ひにおい
て、当該口座に電気事業者若しく
はガス事業者の料金又は受償料を
納付するために払い込む場合に
おける払込みの料金は、第十八
條の規定にかかわらず、三十
円、即時払の料金は、三十円と
する。
前項の料金及び第一項に規定
する取扱ひに係る口座に当該加
入者以外の者が振替を請求する
場合における振替の料金は、当
該口座の貯金から控除して徴取
する。
第六十三條の二の見出しを「（公庫
等の償還金）」に改め、同条中「第
六十二條第一項」を「前条第二項」
に、「又は公庫」を「公庫」に改
め、「業務の委託を受けた金融機関」
の下に「又は日本育英会」を「償還

第六十三條の二の見出しを「（電気事
業等の料金）」に改め、同条中「前条
まで」を「第六十一條まで」に、「又
はガス事業者」を「ガス事業者」
に「ガス事業者」を「ガス事業者又
は日本放送協會」に、「又はガス事業
の料金」を「若しくはガス事業者の料
金又は放送法（昭和二十五年法律第
百三十二号）第三十二條第二項に規
定する受償料」に改め、同条に次の
二項を加える。
前項に規定する取扱ひにおい
て、当該口座に電気事業者若しく
はガス事業者の料金又は受償料を
納付するために払い込む場合に
おける払込みの料金は、第十八
條の規定にかかわらず、三十
円、即時払の料金は、三十円と
する。
前項の料金及び第一項に規定
する取扱ひに係る口座に当該加
入者以外の者が振替を請求する
場合における振替の料金は、当
該口座の貯金から控除して徴取
する。
第六十三條の二の見出しを「（公庫
等の償還金）」に改め、同条中「第
六十二條第一項」を「前条第二項」
に、「又は公庫」を「公庫」に改
め、「業務の委託を受けた金融機関」
の下に「又は日本育英会」を「償還

金」の下に「又は日本育英会の貸与に係る返還金」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に請求した代金引換の取扱ひにおける引換金に係る払込みの料金については、なお従前の例による。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「農林中央金庫」を「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行、農林中央金庫」に改め、同項第九号及び第十号を次のように改める。

九 特別の法律により設立された法人（第四号に規定する法人を除く。）で、国、第四号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券

十 前号に規定する法人に対する貸付け

第三条第一項に次の二号を加える。

十一 電源開発株式会社の発行する社債

十二 電源開発株式会社に対する貸付け

附 則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

二月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、長野県小諸地方に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願（第五四六号）
一、茨城県潮来地域に簡易保険、郵便年金加入者の家設置の請願（第五四七号）

第五四六号 昭和三十六年二月十日 受理
長野県小諸地方に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願

請 願 者 長野県小諸市国道小諸郵便局簡易保険加入者の会内 田村幸茂
紹介議員 小山邦太郎君

郵政省においては、簡易保険と郵便年金加入者に対する老後の生活安定と福利を増進するための施設として、老人ホーム、ヘルスセンター、生活会館等を全国的に逐次設置するよしであるが、長野県小諸地方にはこのような施設がないから、この機会に当地方にも厚生施設をすみやかに設置せられたいとの請願。

受理
茨城県潮来地域に簡易保険、郵便年金加入者の家設置の請願

請 願 者 茨城県行方郡潮来町潮来簡易保険加入者の会内 藤岡敏二郎

紹介議員 郡 祐一君
郵政省においては、簡易保険及び郵便年金加入者を優遇する処置として全国適当な地域に加入者ホーム建設の計画がたてられているが、茨城県にはまだその施設が設置されていないから、独自の観光条件を具備した水郷潮来に簡易保険加入者の家（レクリエーションセンター）をせひとも設置せられたいとの請願。

昭和三十六年三月三日印刷

昭和三十六年三月四日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局